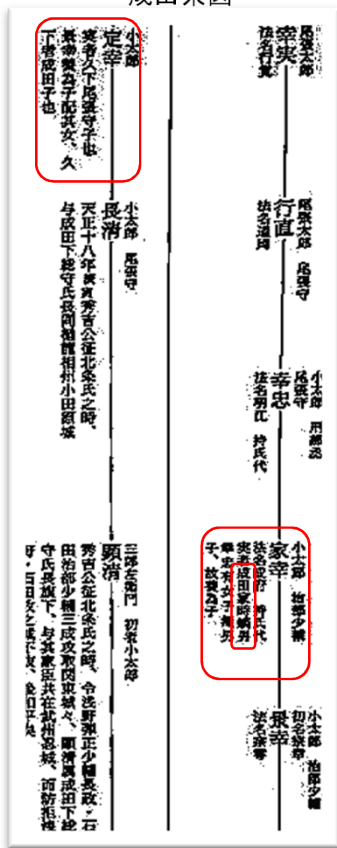
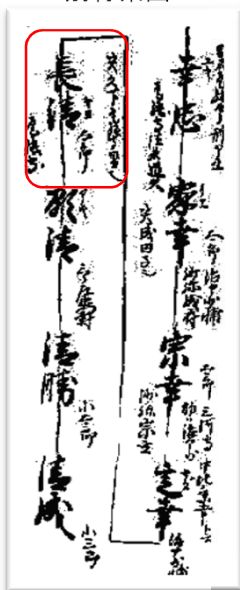


別符氏と成田氏を系図から考えて

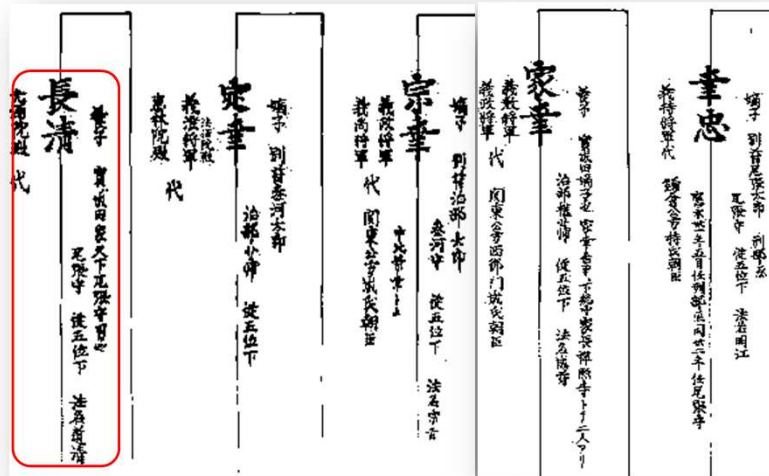
1. 別符氏に関する系図から 成田系図



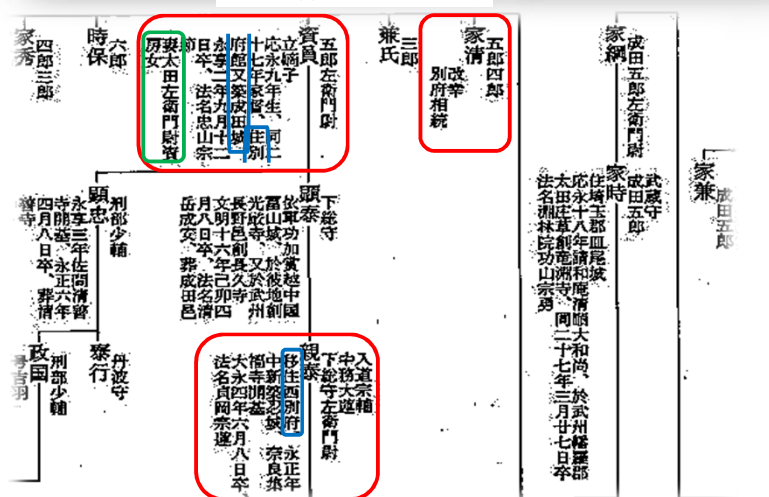
別符系図



東別符嫡家系図



大私部直姓成田家系図

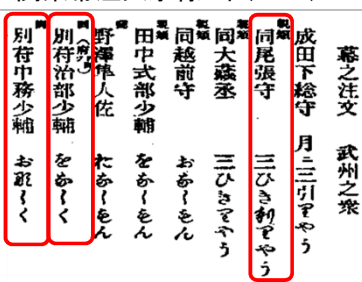


成田系図では別符定幸が久下氏からの養子となっていますが、別符系図と東別符嫡家系図では久下家からの養子は長清となっています。「関東幕注文」の尾張守は久下(別符)尾張守と思われ、また「成田家分限帳」には別府尾張守長吉(清)が見えることから長清が合っていると思われ、成田系図は間違っていると考えます。

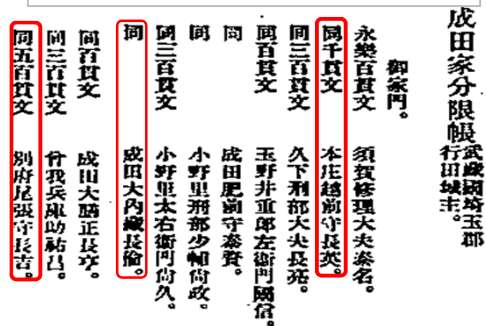
東別符嫡家系図でも、定幸は足利義澄と恵林院(足利義植)殿代となっており、二人の将軍在位期間は明応2年(1493)～大永元年(1522)であり、長清は天文15年(1546)～永禄8年(1565)将軍在位の光源院(足利義輝)殿代ですので長清に比定できると思われ。

* 成田家分限帳の「成田大内蔵長倫」の倫は常用漢字表外読みが「のり、ひとし、ひろ、みち、とも」しかありませんが、根岸武香氏は「のぼうの城」の成田長親に比定していました。

関東幕注文永禄4年(1561)



成田家分限帳天正10年(1582)



系図	名前	幸忠	家幸	宗幸	定幸	長清
成田系図		刑部丞尾張守	成田家時嫡男	景幸 初名宗幸	実久下尾張守子	
別符系図		尾張守法名道久	実成田子也			実久下尾張守男
東別符嫡家系図		尾張守 法名明江	実成田嫡子也 家幸舎弟下総守家長 禪照寺トテ二人アリ			実ハ成田家久下 尾張守男也
大私部直姓成田家系図		—	改幸別府相続	—	—	—

東別符嫡家系図の家幸の付記に「家幸舎弟下総守家長禪照寺トテ二人アリ」とあるのは意味不明でしたが、大私部直姓成田家系図を見ると家幸が成田氏の長男に見え、成田記では「長男某は早世し(成田系図にもものっていない)、二男五郎左衛門尉資員をたてたが」とありますが、早世したのは大私部直姓系図の次男の「兼氏」のようにも思われます。そして家時の子を成田系図と別符系図から見ると、資員が長男で家清が次男のように見えますが、成田系図の付記で資員に「二男 立嫡子」と家清に「太郎 立二郎」とあり、資員は二男だが嫡子に、家清は長男だが二郎を立てたと読み取れます。

また、成田系図の別符家幸の付記に「成田家時嫡男」とあり、家幸は東別符家に養子(取立の嫡子)に来たことが分ります。舎弟の資員が別符氏の猶子の「菊王丸で、「下総守家長禪照寺」と名乗ったものと思われる。この家長は不明ですが、「禪照寺」は成田系図の親奏の4男に「某 禪照寺 後号向用齋」とあり、禪照寺とも関連があったのかもしれませんが。この「禪照寺」は現在の熊谷市小島にある全昌寺のようで、新編武蔵風土記稿には下記が書かれています。

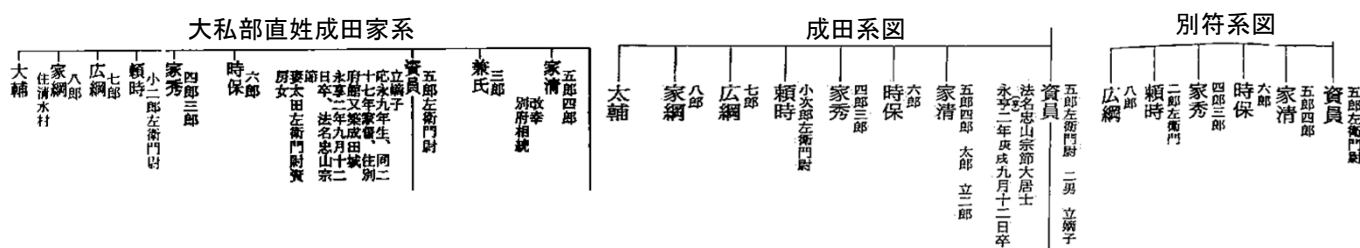
全昌寺 禪宗臨濟派、幡羅郡國濟寺末、南桂山と號す、本尊彌陀は運慶の傳によるに、春日將監と云人にて、慶長十四年八月二日卒す、法名樂室全昌居士と云、又或説に成田意庵齋の開基なりと云、成田氏の系圖を見るに、意庵齋は初め善照寺と號せり、此人は長泰氏長に仕へ、田中加賀野澤信濃などと同じ武州羽生の城代となりし由を記せり、されば實に意庵齋の開基ならんには、當寺古は善照寺と書しを、後に今の如く文字を改めしならん、今寺寶に一箱の傳書あり、香取流兵法の巻物にて、天文の頃のものなり、
論面堂へ名なり、中論面にあるゆ
阿彌陀堂寺持

新編武蔵風土記稿
「禪宗臨濟派、幡羅郡國濟寺末、南桂山と號す、本尊彌陀は運慶の作と云、開山石山慶雲、開基は本山國濟寺の傳によるに、春日將監と云人にて、慶長十四年八月二日卒す。法名樂室全昌と云、又或説に成田意庵齋の開基なりと云、成田氏の系圖を見るに、意庵齋は初め善照寺と號し、下総守親泰の子向用齋の子なり、向用齋も初め善照寺と號せり、此人は長泰氏長に仕へ、田中加賀野澤信濃などと同じ武州羽生の城代となりし由を記せり、されば實に意庵齋の開基ならんには、當寺古は善照寺と書しを、後に今の如く文字を改めしならん、今寺寶に一箱の傳書あり、香取流兵法の巻物にて、天文の頃のものなり」

下図は成田系図の家時の子供ですが、大私部直姓成田家系図では三男と思える資員を長男のようにして、「二男立嫡子」として、別符氏が養子とした家清を二男のようにしていますが、道久(別符幸忠)讓状によると、養子の家清(別符家幸)でなく、猶子のきくおう丸(資員か)に道久が讓つたのは中條保と上江袋郷です。また大私部直姓成田家系図では、家清と資員の間「兼氏」という名も見られますがその名は見えません。また、この系図は現在の幸手市の吉羽氏が所蔵している系図で別符氏との関連は資員の孫であるというだけで、成田氏との関連を継いだことだけを記するならば、別符氏の事はあまり記載しないのが自然と考えますが、太田道灌の祖父との関係や資員が別府館に住の記述や、親奏が西別府に住んだ記載も見られます。親奏が別府に住んだとの記載は「山吹日記」や「関八州古戦録」などでも見られます。

成田系図に載っている別符氏の系図、別府系図に載っている成田氏の系図、考えれば不思議なことです。他の系図を見ても、別れた家の系図を末孫まで書いてある系図は少ないように思います。

顯泰が来て、親奏は西別府に移るしかなかった。???



2. 文献と書状から見た能行と維行

()内と東別符氏のところは推定

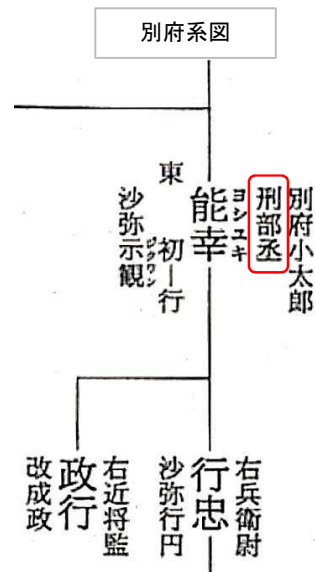
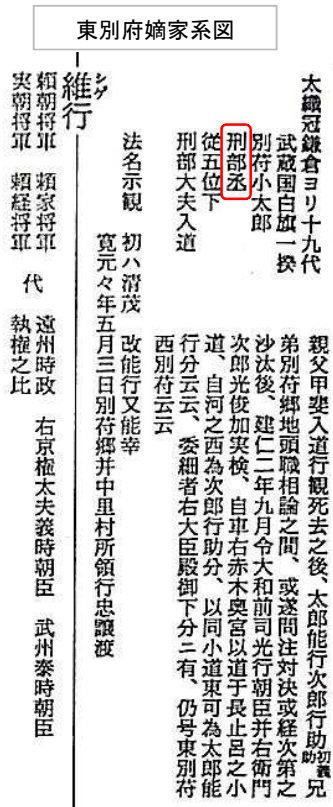
文献	成立年	表現	比定東別符氏
源平盛衰記	鎌倉後期?	源範頼京入(1184年)、別府太郎義行	能行
		一の谷(1184年)、別府小太郎忠澄	行忠
平家物語	1300頃	一の谷、別府の小太郎清重(父の義重法師)	行忠
吾妻鏡	1300頃	(1190年)三十九番別府の太郎、別府の次郎太郎	能行
旅宿問答	1507頃	一の谷、東小太郎	行忠
小田原記	1593頃	行隆→義行→義重→行重(一の谷)	
武家事紀	1673頃	行隆→義行→義重→行重(一の谷)	
成田系図	1684頃	行隆→能幸(義行)→行忠	
別符系図	1684頃	行隆→能幸→行忠	
東別符嫡家系図	1684頃	行隆→(維行(しげゆき)(清重, 能行又は能幸))→行忠	
成田記	1810	行隆→能幸→行忠	
忍名所図絵	1825	行隆→義行→義重→行重(一の谷)	
書状から推定		行隆→能行→維行→行忠(一の谷)	

<p>元久元年(1204)</p> <p>下 武藏國別符郷百姓等所 可早令自當郷内車石赤木奥宮以通干長止呂小道自河西 爲次郎行助分致知行、以同小道東相加太郎能行分爲 地頭致知行事、</p>	<p>安貞2年(1228)</p> <p>別符次郎行資申、即郷條之事、被披見維行所帶證文之處、 故右大臣殿御時、度々經御沙汰、 行資訴訟事、不能御成敗之狀、依鎌倉殿仰、執達如件、 安貞二年七月廿三日 別符刑部丞殿 相摸守(花押) 武藏守(花押) 相摸守(花押)</p> <p>田村五郎氏注</p>	<p>寛元元年(1243)</p> <p>將軍家政所下文(光西寺松井家文書) 將軍家政所下 右兵衛尉藤原行○ 可令早領知武藏國幡羅郡別府郷内枝本名井中里村餘後家 等分等 地頭職事、 右、任親父刑部丞維行法師<small>法名</small>去月三日讓<small>大於四至時者可任石 沙汰之旨候所也</small>可令領知之狀、所仰如件、以下、 寛元元年六月廿三日 案主左近將曹菅野 令左衛門尉清原(花押) 知家事彈正忠清原 寛元元年(一二四三) 別○攝津守中原朝臣(花押) 前美濃守藤原朝臣 前甲斐守大江朝臣(花押) 武藏守平朝臣(花押) 左近將監平朝臣(花押) 散位藤原朝臣(花押) 關東御教書(保阪潤治氏所藏文書)</p>
--	--	--

相論の時の関東下知状では、「親父行隆法師」と行隆の名も見え、能行、行助兄弟の名も見えますが、24年後の関東御教書では、行助の漢字違いと思われる行資の名と、維行(しげゆき)の名が見えます。この時の別符刑部丞殿を田村五郎氏は「能幸」に比定していますが、これは系図から見ての推定のように思われます。

書状中に「維行所帶證文を見調べらるるの処」、「維行蒙す御裁許畢(おわ)んぬ」と維行の名が見えます。以前の裁決の中で「能行」と書かれており、能行が本名であったと思われます。その能行でなく、維行が「所帶證文」を見せたとしたら、東別符氏の所帶は能行から維行に替わっていて、能行から維行に以前の関東下知状や讓状などを渡してあったと考えられます。 * 能幸と維行は同一人物でなく親子の関係では

裁許状は、初めに訴人(原告)と論人(ろんにん: 鎌倉~室町時代の裁判用語で被告をさす)の名前、次に争いの要旨、さらに両者の主張を引用して、最後に判決が述べられるとのことです。ですので、行資が訴えを起こした論人は維行となり、以前の裁許の時と維行が同じ人物で名前を変えたなら「維行こと能行」とか書かないと同一人物であるかそうでないかが分らなくなります。維行の提出した所帶證文に能行から引き継いだ書状があったと思われれます。安貞2年の行資の訴えの時には、東別符氏は能行から維行に替わっていたと考えます。ということは、成田系図や別符系図などは、能行と維行の二代分を一代にしてしまっているように思われます。



上の系図は、静岡の西敬寺の所蔵文書(熊谷市史)です。

諱(いみな)は偏諱(へんき)といって、平安時代末期から主君の一字をもらうという場合があったようですが、「清成、能行、能幸、維行」は、これと違って平家物語や関東下知状などから持ってきているように思われます。

「能幸、能行、義行」は「よしゆき」と読めますが、「維行」の「維」は「しげ、すけ、すみ、ただ、たもつ、つな、ふさ、まさ、ゆき」の読み方しかできないと思われます。名前を主君からもらう偏諱以外では名前を替えることはなかったように考えます。考えます。名前を変えることが多くなったのはもう少し後の時代と考えます。早くても江戸時代初期に作られたと思われる系図は、その時代の考え方で作られたようにも思われます。

原書の別符系図の「能幸」の「能」は、その後ろに文字が書かれていて、その上に「能」の字を書いたようにも見え、墨の色が他の箇所の名よりも濃いようにも感じます。もしかしたら系図を書いた人も「能幸」と「維幸」をどこにもっていこうかと迷ったのかもしれませんが。

成田系図、別符系図、東別符嫡家系図は、行隆から行忠までの間、一代を抜いて書かれているように考えます。

維[名のり]

しげ、すけ、すみ、ただ、たもつ、つな、ふさ、まさ、

能[名のり]

たか、ちから、のり、ひさ、みち、むね、やす、よ